

定期刊行物JANコード使用規約

沿革	2007年1月1日	18規約第2号	制定
	2025年8月1日	25規約第2号	一部改定

一般財団法人流通システム開発センター（以下、当財団）は、定期刊行物JANコードの適正な運営と使用を確保するため、この定期刊行物JANコード使用規約（以下、本規約）を定める。

第1条（定期刊行物JANコード）

- 「定期刊行物JANコード」は、雑誌コード、号数、年号、本体価格等で構成される、当財団が管理する雑誌識別コードであり、JANシンボルによって表示したものである。
- 「雑誌コード」は、一般社団法人日本出版インフラセンター雑誌コード管理センター（以下、雑誌コード管理センター）が割り当てる、出版物の記号である。
- 「出版者」とは、雑誌コード管理センターから雑誌コードを取得した出版者である。
- 「登録出版者」とは、定期刊行物JANコードの使用について当財団に登録された出版者である。
- 「出版物」とは、雑誌コードを付けることができる出版物である。

第2条（定期刊行物JANコードの登録申請）

- 定期刊行物JANコードを使用して雑誌コードを出版物に表示しようとする出版者は、登録出版者となるための登録申請を行う。
- 定期刊行物JANコードの登録申請を行うには、所定の定期刊行物JANコード登録申請書（以下、登録申請書）に必要事項を記載し、別表記載の申請料を納付の上、雑誌コード管理センターを経由して、当財団に提出する。なお、申請に要する費用は申請者の負担とする。
- 定期刊行物JANコードの登録は、雑誌コードの登録と不可分のものであり、既に雑誌コードの登録が行われている出版者を除き、定期刊行物JANコード単独での使用登録を行うことはできない。
- 登録後の登録申請料（更新時の更新申請料を含む）は返還されない。

第3条（登録通知）

- 第2条の申請及び納付が適正に行われたときは、当財団は、定期刊行物JANコードの登録決定日を取引年月日として、使用登録の申請をした出版者に関するデータ等を登録保管し、その出版者に定期刊行物JANコード登録通知書（以下、登録通知書）を送付する。併せて、適格請求書である「申請料確定明細書」の入手方法を通知する。
- 第6条の申請及び納付が適正に行われたときは、当財団は、定期刊行物JANコードの登録決定日を取引年月日として、更新後の情報が記載された登録通知書を登録出版者に送付する。併せて、適格請求書である「申請料確定明細書」の入手方法を通知する。

第4条（定期刊行物JANコードの使用等）

- 登録出版者は、定期刊行物JANコードをその登録出版者以外の者に使用させることはできない。
- 登録出版者は、雑誌コード管理センターが定める「雑誌コード／定期刊行物JANコード登録とソースマーケティングの運用の手引き」に従って、定期刊行物JANコードを使用しなければならない。

第5条（使用期間）

- 定期刊行物JANコードの有効使用期間は3年間とし、登録通知書に記載された期日までとする。
- 定期刊行物JANコードの有効使用期間は、本規約による更新手続きを経て3年単位で延長することができる。

第6条（定期刊行物JANコードの更新申請）

- 有効使用期間を超えて定期刊行物JANコードの利用を希望する登録出版者は、所定の定期刊行物JANコード更新申請書（以下、更新申請書）に必要事項を記載し、別表記載の更新申請料を納付の上、雑誌コード管理センターを経由して、当財団に提出する。なお、申請にかかる費用は申請者の負担とする。

第7条（定期刊行物JANコードの取消手続）

- 定期刊行物JANコードの有効使用期間が満了し更新手続を行わない場合又は登録出版者が定期刊行物JANコードを使用しなくなった場合は、登録出版者は定期刊行物JANコード登録取消届（以下、取消届）を、雑誌コード管理センターを経由して、当財団に提出しなければならない。
- 当財団は、雑誌コード管理センターから送付された取消届の内容を確認し、その取消届に基づいて原簿の内容を取消す。
- 取消届を提出した登録出版者は、申請料その他当財団に対する債務がある場合は、その清算をしなければならない。
- 取消届を提出した者は、その届出後、定期刊行物JANコードを使用してはならない。

第8条（登録内容の変更）

- 登録出版者は、最新の登録内容に変更が生じたときは、速やかに定期刊行物JANコード登録内容変更届（以下、変更届）を、雑誌コード管理センターを経由して、当財団に提出しなければならない。
- 当財団は、雑誌コード管理センターから送付された変更届の内容を確認し、その変更届に基づいて原簿の内容を変更する。

- 定期刊行物JANコードの登録は、雑誌コードの登録と不可分のものであり、定期刊行物JANコード単独での登録内容変更を行うことはできない。

第9条（登録の取消し）

- 当財団は、登録出版者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録出版者に対する通知催告をすることなく、定期刊行物JANコードの登録を取り消すことができる。
 - 登録申請書、更新申請書、変更届等、当財団に提出する書面に虚偽の内容を記載した場合
 - 所定の登録申請料又は更新申請料を納付しなかった場合
 - 有効使用期間終了後においても更新の手続を行わなかった場合
 - 第4条の規定に違反し定期刊行物JANコードを使用した場合又は他の者に使用させた場合
 - 第7条又は第8条の規定に違反し、それぞれに定める手続を怠った場合
- 当財団は、前項の規定により定期刊行物JANコードの使用登録を取り消した場合には、その定期刊行物JANコードが無効になったことを公表する場合がある。

第10条（免責）

- 当財団は、登録出版者又は登録出版者であった者が被る次の各号に掲げる一切の損害賠償の責を負わない。
 - 定期刊行物JANコードの使用によって生じた損害
 - 登録内容の変更を届け出なかったことにより生じた損害
 - 前条の規定により定期刊行物JANコードの使用登録が取り消されたことにより生じた損害
- 登録出版者が登録を受けた定期刊行物JANコードの利用に関して、当財団が第三者に損害の賠償を行った場合、当財団はその登録出版者に損害の求償をすることができる。

第11条（使用禁止）

- 登録出版者あるいは登録出版者であった者は、登録が取り消された定期刊行物JANコードを使用することはできない。
- 事業者（定期刊行物JANコードを使用している登録出版者を含む）は、登録が取り消された他の登録出版者の定期刊行物JANコードを使用してはならない。その使用について、当財団から定期刊行物JANコード登録取消の事実が通知されたときは、直ちにその使用を中止しなければならない。
- 登録が取り消された定期刊行物JANコードを使用した第1項の登録出版者若しくは登録出版者であった者又は第2項の事業者は、その定期刊行物JANコードの登録申請料相当額を損害金として当財団に納付しなければならない。

第12条（規約の変更）

- 当財団は、本規約を任意に変更することができる。
- 本規約を変更しようとするときは、当財団はその変更内容を当財団のウェブサイトに掲示し、効力発生時期を明示する
- 本規約の変更がウェブサイトに掲示された後に、定期刊行物JANコードを利用した登録事業者は、変更後の規約に同意したものとみなされる。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 登録出版者は第5条による有効期間中、登録出版者及びその株主、役員その他登録出版者を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他の反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証しなければならない。

第14条（準拠法及び合意管轄裁判所）

- 本規約の解釈については、日本国法を準拠法とする。
- 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別表A 登録申請料（消費税10％込）

ランク	出版者の全雑誌の年間総売上高（直近の決算期のもの）		申請料（3ヵ年分）
	500億円以上	500億円未満	
A	500億円以上		110,000円
B	50億円以上	500億円未満	55,000円
C	10億円以上	50億円未満	33,000円
D	1億円以上	10億円未満	22,000円
E		1億円未満	11,000円

- 出版物の販売を開始してから1年未満の出版者は、Eランクとする。

別表B 更新申請料（消費税10％込）

ランク	登録出版者の全雑誌の年間総売上高（直近の決算期のもの）		申請料（3ヵ年分）
	500億円以上	500億円未満	
A	500億円以上		110,000円
B	50億円以上	500億円未満	55,000円
C	10億円以上	50億円未満	33,000円
D	1億円以上	10億円未満	22,000円
E		1億円未満	11,000円